

＜引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について＞

引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位：千円】

項 目		予 算 額
歳 入	令和4年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	88,600
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	650,765

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位：千円】

予 算 科 目			対象経費	財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
款	項	目		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	61,180	29,218	0	0	8,330	23,632
民生費	社会福祉費	老人福祉費	146,710	6,621	0	1,882	19,974	118,233
民生費	社会福祉費	障害者福祉費	220,814	153,005	0	1,126	30,063	36,620
民生費	社会福祉費	後期高齢者医療費	34,763	18,287	0	0	4,733	11,743
民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	25,441	6,660	0	0	3,464	15,317
民生費	児童福祉費	児童措置費	82,715	70,146	0	0	11,261	1,308
民生費	児童福祉費	母子父子福祉費	2,525	1,262	0	0	344	919
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	696	567	0	0	95	34
衛生費	保健衛生費	予防費	69,317	35,874	0	8,015	9,437	15,991
衛生費	保健衛生費	母子衛生費	6,604	844	0	64	899	4,797
合 計			650,765	322,484	0	11,087	88,600	228,594

※一般職人件費・一般事務費は除く。